

新型コロナウイルス感染症に係る予防対策の徹底について

日頃、家畜の伝染性疾病の侵入防止のため、飼養衛生管理基準の遵守にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、国内及び県内において、感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の予防のため、以下の3点について、対策の徹底をお願いします。

1 従業員の感染予防策

- ① 体温の測定と記録
- ② 発熱などの症状がある場合は、農場責任者への連絡と自宅待機
- ③ 37.5℃以上の熱が4日以上継続した場合等は、農場責任者に連絡の上、保健所に問い合わせ

2 外出時の感染予防策

不要不急の外出を控えるとともに、卸売市場や家畜市場のせり場、と畜場、化製場等の常時不特定多数の者が集合・出入りする場所では、できる限りマスクを着用し、着用しない場合は適切な距離を保って取引を行うことを徹底

なお、飼養衛生管理基準で求められている衛生管理区域を出入りする車・人・物の消毒の徹底に加え、区域内外での衣服や靴の使い分けの徹底をお願いします。

3 手洗いなどの感染予防策を徹底

- ① 出勤時やトイレ使用后、作業場への入場時の手洗い、手指の消毒
- ② できる限りマスクを着用、咳エチケットの徹底
- ③ 通常の清掃に加え、水と洗剤を用いて、人がよく触れるところを拭き取り清掃

参照 農林水産省ホームページ

○畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン (PR版)

(https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_chiku_PR.pdf)

○畜産事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン(https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_tik.pdf)